

宜野湾市子ども・子育て支援事業計画

～概要版～



「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク(内閣府作成)

平成27年3月

宜野湾市
Ginowan City



1. 計画策定の趣旨

宜野湾市においては、西海岸地区等急速に市街化が進展する中で社会的保育を必要とする児童が増加し、多様な保育ニーズに対応することが課題となり、今日なお大きな課題となっています。そうした中で、平成 10 年度に「宜野湾市すこやかプラン（児童育成計画）」を策定し、また、平成 16 年度、21 年度には、次代を担う子どもとすべての子育て家庭の支援策として「宜野湾市次世代育成支援行動計画」を策定し、待機児童の解消をはじめ多様な保育ニーズへの対応に向けた取り組みを進めてきました。さらに、この間平成 11 年度には「宜野湾市待機児童解消計画」にも取り組み、待機児童の早期解消等に力を注いできました。そうした中、「宜野湾市次世代育成支援行動計画（後期）」が、平成 26 年度で期間満了となり、新たな計画として「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」が策定されることとなりました。

「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定業務」は、平成 27 年度からの『子ども・子育て支援新制度』の実施に向け、本市における保育サービス等の現状の把握を行うとともに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望を把握するためのニーズ調査を実施し、当該調査等を踏まえた「量の見込み」の算定及び将来の「教育・保育等の確保方策」を位置づけるものです。

参考) 子ども・子育て関連3法の主な内容

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法

2. 認定こども園法の一部を改正する法律*

※（正式名称）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）*

※（正式名称）子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

2. 子ども・子育て支援新制度について

(1) 子ども・子育て支援新制度が指すもの

子ども・子育て支援新制度は、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的に、子育てをめぐる現状と課題から、以下の取り組みを進めることになっています。

①質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

質の高い幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する「認定こども園」について、これまで複雑だった手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化などにより普及を進めます。

②保育の量的拡大、教育・保育の質的改善

質を確保しつつ、認定こども園や保育所に加え、少人数の子どもを保育する家庭的保育や小規模保育などの地域型保育の充実により、計画的に待機児童の解消を図ります。

③地域の子ども・子育て支援の充実

地域のニーズに応じ、一時的預かりや放課後児童クラブ等の充実、利用者への分かりやすい情報提供の仕組みづくりなど、子育てに対する多様な支援を実施します。

(2) 宜野湾市における認可保育所・幼稚園等の入園手続きの流れ

新制度においては、3つの区分の認定^①に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）の利用先が決まっていきます。

①認定区分

認定申請では、お子さんの年齢と保育の必要性をもとに、次の3つの区分に認定します。認定区分により、利用できる施設や時間は、それぞれ次のとおりです。

	幼稚園	保育所	認定こども園	地域型保育	利用できる時間
1号認定 (満3歳以上)	●		●		1日4時間 (教育標準時間)
2号認定 (満3歳以上)		●	●		1日11時間 (保育標準時間)
3号認定 (満3歳未満)		●	●	●	又は、 1日8時間 (保育短時間)

※平成27年度現在、宜野湾市には認定こども園や地域型保育はありません。

②手続きの流れ



参考) 施設の概要

幼稚園…小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設

保育所…就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

認定こども園…幼稚園と保育所の機能や特長をあわせもち、地域の子育て支援も行う施設

地域型保育…家庭的な雰囲気のもとで保育を行う、定員5人以下の家庭的保育や、定員6人～19人の小規模保育などの施設



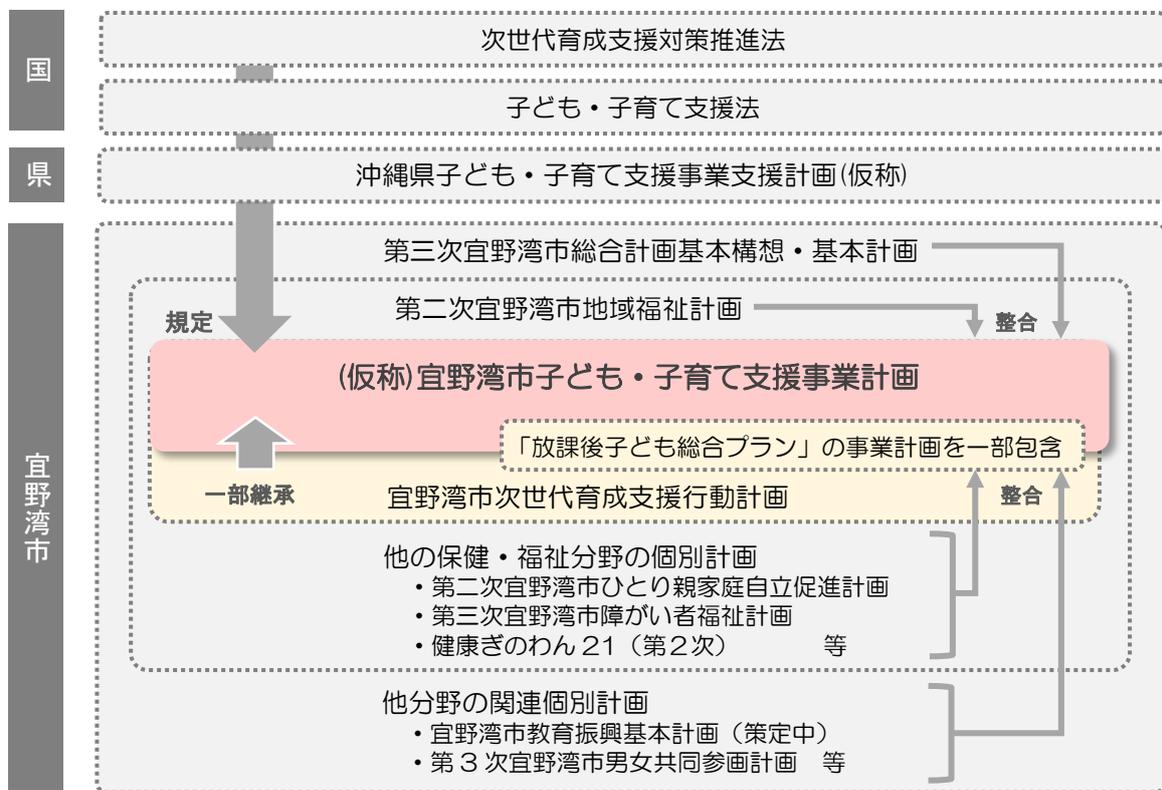
3. 計画の概要

(1) 計画の対象

すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体が対象となりますが、妊産婦・乳幼児から学童期までの子どもや子育て家庭等を主な対象とします。また、子ども・子育て支援法及び基本指針が定めるところの、就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を対象とします。

(2) 計画の位置づけ

次世代育成支援対策推進法に基づく「宜野湾市次世代育成支援行動計画」の一部施策を継承するとともに、子ども・子育て支援法に基づく施策を位置づけた市町村計画です。更に、本市の最上位計画である「第三次宜野湾市総合計画基本構想・基本計画」をはじめ、「第二次宜野湾市地域福祉計画」、その他、保健・福祉分野の個別計画等との整合を図ることとします。



(3) 計画期間

子ども・子育て支援新制度が始まる平成 27 年度を初年度とし、平成 31 年度までの5か年間を計画期間とします。計画の推進にあたっては、適宜、進捗状況の点検・評価に取り組み、計画内容と現状とに乖離が見られる場合等には、中間年度である平成 29 年度中の見直しを検討します。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
本計画					
		適宜 中間見直し		見直し	次期計画

4. 計画の基本的な考え方

基本理念

「子どもが、親が、地域で生きる喜びを実感できるまち ぎのわん」

子ども・子育て支援新制度における三つの目的である「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を踏まえつつ、以下に基本的考え方を示します。

○ 子どもの視点に立ち、主体的な成長を支えるまちづくり

宜野湾市で育つ子どもたちが可能性を最大限に伸ばし、一人ひとりがのびのびと健やかに育っていくことのできるよう、子どもの視点にたち、子ども・子育て支援の質・量とともに充実させるとともに、家庭、学校、地域等が一体となった子どもの主体的な成長を支える社会基盤づくりに取り組みます。そうした取り組みを通して、家庭を築き子どもを産み育てるという希望がかなえられるとともに、子どもの最善の利益が実現されるまちを目指します。

○ 安心して子を産み育て、生きる喜びを実感できるまちづくり

子育て家庭が安心して子どもを産み育てることのできるよう、教育・保育施設を利用する子育て家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭と子どもを対象とし、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を推進します。

また、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことにより、安心して子どもを産み育て、親も子も生きることの喜びを実感できるまちづくりを目指します。

○ 地域コミュニティの再生によるふれあいのまちづくり

子育て中の保護者が地域及び社会全体との関わり合いの中で、安心して子どもを産み育てることのできるよう、保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることのできる地域コミュニティづくりに取り組み、未来を担う全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるようなまちづくりを目指します。



施策の体系

基本目標1. 教育・保育や子育て支援の質の向上と安定的な提供		
(1) 幼児期の学校教育・保育の充実	①幼児期の学校教育・保育の総合的な推進【新規】	★
	②幼稚園教諭及び保育士確保の推進	
	③2年保育・3年保育の推進	★
	④認定こども園への移行促進等【新規】	★
	⑤通常保育事業の充実	★
	⑥地域型保育事業の促進【新規】	★
	⑦就業環境改善への取り組み	☆
	⑧認可外保育施設への支援の充実	
	⑨私立幼稚園との連携	
(2) 多様な子育て支援サービスの充実	①延長保育事業の充実	★
	②休日保育事業の実施	
	③夜間保育の実施	
	④一時預かり事業の充実	★
	⑤幼稚園における預かり保育の継続実施	★
	⑥地域子育て支援拠点事業の充実	★
	⑦利用者支援事業の充実【新規】	★
	⑧ファミリー・サポート・センター事業の充実	★
	⑨病児・病後児保育事業の充実	★
	⑩子育て短期支援事業の実施	★
	⑪認可保育所の地域活動事業の推進	
	⑫幼稚園における施設開放等の推進	
	⑬子ども・子育て支援の情報提供【新規】	
(3) 子どもの居場所づくり	①児童センターの充実	
	②児童健全育成巡回事業「じゃんけんぼん」の継続実施	
	③放課後児童健全育成事業の推進	★
	④放課後子ども教室の継続実施	
基本目標2. 健やかで切れ目のない子どもの成長支援		
(1) 母子保健の充実	①妊婦健診等の推進	★
	②こんにちは赤ちゃん事業の推進	★
(2) 障がい児・発達面で支援が必要な子等への支援の充実	①障がい児保育の推進	☆
	②育ちの支援に関する施策の充実	☆
	③「児童発達支援事業」及び「放課後等デイサービス事業」の推進	☆
	④巡回保育事業の推進	☆
	⑤特別支援教育事業の充実	☆
	⑥児童センター等における障がい児の受け入れ	☆
	⑦放課後児童クラブ（学童クラブ）における障がい児の受け入れ	☆
	⑧「日中一時支援事業」の推進	☆
	⑨相談・情報提供体制及び支援ネットワークの充実	☆
基本目標3. 子育てしやすい社会環境の整備		
(1) 児童虐待の防止に向けた対策の推進	①育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）の推進	★
	②要保護児童対策地域協議会の充実	★
	③虐待のある家庭等に対する対応の充実	☆
	④家庭児童相談室における児童相談の充実	☆
(2) ひとり親家庭への自立支援	①ひとり親家庭自立促進計画の推進	☆
	②母子及び父子家庭等医療費助成の推進	☆
	③児童扶養手当支給への適切な対応の実施	☆
	④母子家庭等日常生活支援事業等の推進	★☆
	⑤母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け	☆
	⑥保育所等への入所選考時の優先的取扱い等の実施	☆
	⑦母子寡婦福祉会への支援の充実	☆
(3) 仕事と家庭の両立支援の推進	①仕事と生活の調和に向けた意識啓発	☆
	②企業に対する働きかけの実施	☆
	③女性の再就職支援の推進	☆

★…子ども・子育て支援法に基づく基本指針の必須記載事項関連
 ☆…子ども・子育て支援法に基づく基本指針の任意記載事項関連

5. 子ども・子育て支援法に定める事業計画

本計画では子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事保方策」(事業内容や供給量、実施時期)の計画を位置づけることが義務付けられています。

更に、保護者や子どもが居宅より容易に移動できる範囲で子ども・子育てに関するサービスを受ける及び「確保方策」を立てる必要があるとされています。

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

整備年度		H27年度					H28年度				
認定区分		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 ニーズ	保育 ニーズ	2・1歳	0歳		教育 ニーズ	保育 ニーズ	2・1歳	0歳
量の見込み		937	351	2,241	1,512	409	948	355	2,268	1,523	489
特定教育・ 保育施設	保育所	—	—	1,593	1,019	327	—	—	1,716	1,057	356
	幼稚園	672	204	—	—	—	672	204	—	—	—
	認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	—	—	—	96	26	—	—	—	176	49
	確認を受けない幼稚園	190	116	—	—	—	190	116	—	—	—
合計		862	320	1,593	1,115	353	862	320	1,716	1,233	405
過不足状況		▲ 75	▲ 31	▲ 648	▲ 397	▲ 56	▲ 86	▲ 35	▲ 552	▲ 290	▲ 84

「沖縄県待機児童対策行動指針」に基づき、平成 29 年度末までに待機
 具体的には、保育所の創設及び増改築や小規模保育事業等の整備に加え
 大を働きかけていくことにより、保育需要を満たしていくものとします。



業の利用に関する「量の見込み」（需要量）を算出するとともに、「量の見込み」に対応する事業の「確

ことのできるよう、地域の実情に応じて「教育・保育提供地域」を設定し、区域ごとに「量の見込み」

H29年度					H30年度					H31年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育 ニーズ	保育 ニーズ	2・1歳	0歳		教育 ニーズ	保育 ニーズ	2・1歳	0歳		教育 ニーズ	保育 ニーズ	2・1歳	0歳
954	358	2,283	1,513	486	951	356	2,274	1,504	482	954	358	2,262	1,494	480
—	—	2,148	1,146	395	—	—	2,148	1,146	395	—	—	2,148	1,146	395
672	204	—	—	—	672	204	—	—	—	672	204	—	—	—
102	48	151	99	20	102	48	151	99	20	102	48	151	99	20
—	—	—	272	75	—	—	—	272	75	—	—	—	272	75
190	116	—	—	—	190	116	—	—	—	190	116	—	—	—
964	368	2,299	1,517	490	964	368	2,299	1,517	490	964	368	2,299	1,517	490
10	10	16	4	4	13	12	25	13	8	10	10	37	23	10

児童の解消を図ります。
て、既存の保育所に定員枠拡



(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 時間外保育事業(延長保育)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	535 (人)	551 (人)	551 (人)	548 (人)	547 (人)
②確保の内容	406 (人)	432 (人)	530 (人)	539 (人)	547 (人)
②-①	▲ 129 (人)	▲ 119 (人)	▲ 21 (人)	▲ 9 (人)	0 (人)

平成25年度実績(参考): 利用実人員343人(公保26人、法保317人) / 延べ利用人員60,610人 / 23箇所(公保3箇所、法保20箇所)

※確保方策については保育所利用者に占める延長保育利用者の割合(約13.8%)をかけて算出しているものとします。

2. 放課後児童健全育成事業(低学年+高学年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,250 (人)	1,284 (人)	1,325 (人)	1,375 (人)	1,406 (人)
参考値: 低学年のみ	728 (人)	753 (人)	781 (人)	814 (人)	824 (人)
②確保の内容	914 (人)	1,039 (人)	1,164 (人)	1,289 (人)	1,414 (人)
②-①	▲ 336 (人)	▲ 245 (人)	▲ 161 (人)	▲ 86 (人)	8 (人)

平成26年度実績(参考): 利用実人員914人(公70人、私844人)

※現時点では、今後の新設や定員増については把握できていませんが、放課後児童健全育成事業の周知を図るとともに、ニーズに応じて新設や定員増を働きかけるなど受け皿確保に努めるものとし、平成28年度以降に毎年125名分の増加を想定します。

3. 子育て短期支援事業(ショートステイ)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	88 (人日)	89 (人日)	89 (人日)	89 (人日)	89 (人日)
参考値: 1日平均利用者数	0.29 (人)	0.30 (人)	0.30 (人)	0.30 (人)	0.30 (人)
②確保の内容	0 (人日)	0 (人日)	0 (人日)	0 (人日)	89 (人日)
②-①	▲ 88 (人日)	▲ 89 (人日)	▲ 89 (人日)	▲ 89 (人日)	0 (人日)

平成24年度実績(参考): 未実施

※本市には宿泊に対応できる施設がなく、未実施となっています。母子生活支援施設(母子寮)の施設整備と合わせた本事業の実施に向けて、調整を図ります。

4. 地域子育て支援拠点事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	7,575 (人回)	7,591 (人回)	7,546 (人回)	7,497 (人回)	7,456 (人回)
参考値: 利用者数	924 (人)	926 (人)	920 (人)	914 (人)	909 (人)
②確保の内容	8 (箇所)				

平成24年度実績(参考): 延べ利用人員24,691人(公保2,061人、法保22,630人) / 8箇所(公保1箇所、法保7箇所)

※他市町村と比較した結果、拠点の箇所数が多いということもあり、現状の箇所数を維持しつつ子育て家庭への周知を行い利用促進を図るものとします。

5. 一時預かり他

<5-1.幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	8,622 (人日)	8,734 (人日)	8,769 (人日)	8,785 (人日)	8,803 (人日)
参考値：利用者数	306 (人)	310 (人)	311 (人)	312 (人)	313 (人)
②確保の内容	8,622 (人日)	8,734 (人日)	8,769 (人日)	8,785 (人日)	8,803 (人日)
②-①	▲ 0 (人日)	0 (人日)	▲ 0 (人日)	0 (人日)	0 (人日)

平成24年度実績(参考)：延べ利用人数641人日(公436人、私205人)／10箇所(公8箇所、私2箇所)

<5-2.2号認定による定期的な利用(預かり保育)>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	90,164 (人日)	91,258 (人日)	91,863 (人日)	91,491 (人日)	91,816 (人日)
参考値：利用者数	351 (人)	355 (人)	358 (人)	356 (人)	358 (人)
②確保の内容	66,306 (人日)	72,731 (人日)	79,156 (人日)	85,581 (人日)	92,006 (人日)
参考値：利用者数	258 (人)	283 (人)	308 (人)	333 (人)	358 (人)
②-①	▲ 23,858 (人日)	▲ 18,527 (人日)	▲ 12,707 (人日)	▲ 5,910 (人日)	190 (人日)

平成24年度実績(参考)：利用実人員233人(公139人、私94人)、延べ利用人数53,533人日(公31,976人、私21,557人)／16箇所(公8箇所、私8箇所)

※『在園児を対象とした一時預かり』(不定期の預かり)については、今後もニーズに応じた確保体制を整えることに努めるものとします。

※『2号認定による定期的な利用』については、ニーズに応じて預かり保育提供体制を拡充するなど受け皿確保に努めるものとし、平成27年度以降に毎年6,425人日分(25人分)の増加を想定し、基本的に、平成31年度には全て確保できるようにする方向で検討していくものとします。

<5-3.上記以外(保育所等での一時保育、トワイライトステイ、病児・緊急対応強化型事業を除くファミリー・サポート・センター事業)>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	4,742 (人日)	4,778 (人日)	4,742 (人日)	4,763 (人日)	4,755 (人日)
参考値：利用者数	391 (人)	394 (人)	394 (人)	393 (人)	392 (人)
②確保の内容	4,686 (人日)	4,704 (人日)	4,722 (人日)	4,740 (人日)	4,758 (人日)
②-①	▲ 56 (人日)	▲ 74 (人日)	▲ 20 (人日)	▲ 23 (人日)	3 (人日)

平成24年度実績(参考)：①特定保育事業(法保育所のみ実施)⇒延べ利用人数3,511人／4箇所

平成24年度実績(参考)：②保育所での一時保育(法保育所のみ実施)⇒延べ利用人数3,918人／4箇所

平成24年度実績(参考)：③ファミリー・サポート・センター(就学前児童の預かり対応のみ)⇒延べ利用人数768人

※トワイライトステイについては未実施

※保育所において、現状では特定保育と一時保育の両方でニーズに対応している状況にありますが、一時保育分をベースに確保方策を検討します。これにファミリー・サポート・センター事業分(就学前児童の預かりに関する実績値分)を加えたものを確保の内容として見込みます。ニーズに応じて受け皿確保に努めるものとし、平成28年度以降、各年18人日分の増加を図っていくものとします。なお、現在、トワイライトステイについては未実施ですが、子育て短期支援事業と同様、母子生活支援施設(母子寮)の施設整備と合わせた本事業の実施に向けて、調整を図ります。

6. 病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	763(人日)	769(人日)	768(人日)	766(人日)	765(人日)
参考値：1日平均利用者数	3(人)	3(人)	3(人)	3(人)	3(人)
②確保の内容	698(人日)	715(人日)	732(人日)	749(人日)	766(人日)
②-①	▲65(人日)	▲54(人日)	▲36(人日)	▲17(人日)	1(人日)

平成24年度実績(参考):①病児・病後児保育⇒述べ利用人数664人

平成24年度実績(参考):②ファミリー・サポート・センター(就学前児童の病児対応分のみ)⇒延べ利用人数34人

※病児・病後児保育について、現在の箇所数(1か所)を維持しつつ、市民への周知により登録人数を増やしていくとともに、ファミリー・サポート・センターについて病児・病後児対応を行える会員の育成及び市民への周知を図り、毎年17人日ずつ利用が増加することを想定します。

7. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(就学児のみ)

<低学年>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	168(人日)	174(人日)	181(人日)	188(人日)	191(人日)
②確保の内容	77(人日)	105(人日)	133(人日)	161(人日)	191(人日)
②-①	▲91(人日)	▲69(人日)	▲48(人日)	▲27(人日)	0(人日)

平成24年度実績(参考):ファミリー・サポート・センター(低学年児童の預かり分のみ)⇒延べ利用人数77人

<高学年>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0(人日)	0(人日)	0(人日)	0(人日)	0(人日)
②確保の内容	1(人日)	1(人日)	1(人日)	1(人日)	1(人日)
②-①	1(人日)	1(人日)	1(人日)	1(人日)	1(人日)

平成24年度実績(参考):ファミリー・サポート・センター(低学年児童の預かり分のみ)⇒延べ利用人数1人

※就学児の預かりニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センターの周知を図るものとし、低学年については毎年28人日ずつ利用が増加することを想定します。高学年については、実績値がニーズを上回っていることから現状維持とします。

8. 利用者支援事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1(箇所)	1(箇所)	1(箇所)	1(箇所)	1(箇所)
②確保の内容	1(箇所)	1(箇所)	2(箇所)	3(箇所)	3(箇所)
②-①	0(箇所)	0(箇所)	1(箇所)	2(箇所)	2(箇所)

参考:平成25年度より子育て支援相談員を1名配置。

※現状の1か所に加え、保育提供地区(東側・西側)ごとに1か所ずつの配置を図っていくものとします。

9. 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,239 (人)	1,230 (人)	1,223 (人)	1,215 (人)	1,210 (人)
②確保の内容(事業実施予定)	1 (事業)				
②-①	0 (人)				

平成26年度実績見込み(参考):1,113人

10. 養育支援訪問事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	32 (人)				
②確保の内容(事業実施予定)	1 (事業)				
②-①	0 (人)				

平成26年度実績見込み(参考):32人

11. 妊婦健診

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,239 (人回)	1,230 (人回)	1,223 (人回)	1,215 (人回)	1,210 (人回)
②確保の内容(事業実施予定)	1 (事業)				
②-①	0 (人回)				

平成26年度実績見込み(参考):1,312人

9~11 については、量の見込みと同数を確保内容として設定していくものとします。

12. 実質徴収に係る補足給付を行う事業

- ・新規事業であり、現在未実施となっています。
- ・施設型給付の対象となる認定こども園や幼稚園、保育所の保育料については、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例等により利用者負担額を設定することとされていますが、保育料とは別に発生する日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等について、低所得者の負担軽減を図るため補助を行うものです。
- ・今後、適切に実施を図っていくものとします。

13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- ・新規事業であり、現在未実施となっています。
- ・待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していくことが必要とされています。一方、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を行う事業です。
- ・今後、適切に実施を図っていくものとします。

発行：平成 27 年 3 月 宜野湾市 福祉推進部 保育課
〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1
098-893-4411（代表）



宜野湾市